

事例9 イオン(株)による(株)フジの株式取得

第1 当事会社

イオン株式会社（法人番号6040001003380）（以下「イオン」という。）は、スーパーマーケット業等を営む会社の最終親会社である。

株式会社フジ（法人番号9500001003505）（以下「フジ」という。）は、スーパーマーケット業等を営む会社である。

以下、イオンと既に結合関係が形成されている企業の集団を「イオングループ」といい、フジと既に結合関係が形成されている企業の集団を「フジグループ」という。また、イオングループとフジグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、イオンが、フジの株式に係る議決権の50%を超えて取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである¹。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競合関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたスーパーマーケット業及びドラッグストア業の水平型企业結合について詳述したものである。

第3 本件で審査対象とした結合関係の範囲について

フジは、中国・四国地方においてドラッグストア業を営む株式会社レデイ薬局（以下「レデイ薬局」という。）の株式に係る議決権49.0%（議決権保有順位第2位）を保有しているところ、フジとレデイ薬局の結合関係の有無が問題となる。

レデイ薬局の株式に係る議決権保有割合の第1位は株式会社ツルハホールディングス（51.0%）（以下「ツルハ」という。）であり、レデイ薬局の事業に対するフジグループの実質的な関与は限定的であるとも考えられるものの、フジ、ツルハ及びレデイ薬局との間で資本提携契約を締結しているほか、フジグループからレデイ薬局に対して不動産賃貸を行っているといった取引関係、役員の状況等を踏まえ、レデイ薬局はフジと結合関係を有するものとしてフジグループに含めて審査した。

¹ 本件は、本件行為と同時に、フジが、イオンの子会社で、スーパーマーケット業を営む会社であるマックスバリュ西日本株式会社（法人番号3140001057907）の株式に係る議決権の50%を超えて取得することを計画したものであったことから、これについても本件行為と併せて検討を行った。

第4 一定の取引分野

1 スーパーマーケット業

(1) 役務範囲

スーパーマーケットには、食料品、日用品、衣料品等の幅広い商品を取り扱う総合スーパー（以下「GMS」という。）と、食料品を中心に扱う食品スーパーがあるところ、当事会社グループはいずれもGMS及び食品スーパーの両方を展開している。GMS及び食品スーパーはいずれも、生鮮食料品を中心とした食料品の品ぞろえを充実させ、食料品をまとめ買いする消費者を主たるターゲットとして事業を行っている。消費者は、食料品の購入においては、GMSと食品スーパーを区別することなく購入店舗を選択している実態にあると認められる。また、GMSや食品スーパーを営む事業者は、GMSはGMSとの間で、また、食品スーパーは食品スーパーとの間で専ら競争しているわけではなく、形態がGMSか食品スーパーかにかかわらず競争している実態にあると認識している。

スーパーマーケットと同様の商品を取り扱う業態として、ドラッグストア、ディスカウントストア等があり、近年、これらの業態においても、食料品の取扱いを増やすなど、業態間の垣根は低くなってきている。しかしながら、これらの業態では、スーパーマーケットが強みとしている生鮮食料品等の品ぞろえは依然としてスーパーマーケットほど充実していない。また、消費者は、特に日々の多様な食料品をまとめ買いする場合は専らスーパーマーケットを利用し、日用品を購入する際に併せて食料品を購入する場合はドラッグストアを利用するなど、目的に応じてスーパーマーケットとこれらの業態とを使い分けていると認められる。

以上から、本件では、GMS及び食品スーパーを併せた「スーパーマーケット業」を役務範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

スーパーマーケット業を営む事業者間の競争は店舗ごとに行われていると認められるところ、各店舗の形態や規模、自動車が主たる移動手段となっているといった立地状況、当事会社グループが実際に設定している商圈を踏まえ、「店舗から半径2～7km」の範囲を地理的範囲として画定した。

2 ドラッグストア業

(1) 役務範囲

ア ドラッグストアと調剤薬局との代替性

ドラッグストアは、一般用医薬品及び要指導医薬品（以下、併せて「一般用医薬品等」という。）や化粧品のほか、家庭用品、飲食料品等を消費者に

販売する業態の店舗である。ドラッグストアと調剤薬局は、いずれも一般用医薬品等を取り扱うものの、調剤薬局は医師の処方箋を必要とする処方箋医薬品の取扱いを主とするのに対し、ドラッグストアは、規制上、処方箋医薬品の取扱いはできず、一般用医薬品等を主として取り扱うほか、化粧品、家庭用品、飲食料品といった様々なカテゴリーの商品を取り扱っている。そのため、両者の間の需要の代替性は限定的である。

また、供給面においても、処方箋医薬品の調剤は原則として薬剤師のみが行うことができ、調剤を行うことができる場所は原則として調剤薬局のみであることから、ドラッグストアでは処方箋医薬品を販売することができず、調剤薬局では化粧品、飲食料品等の多様な商品を陳列するための店舗スペースや陳列等に係るノウハウの確保が困難であり、両者の間の供給の代替性は限定的である。

イ ドラッグストアと他業態の小売店舗との代替性

ドラッグストアが主に取り扱う商品カテゴリーである一般用医薬品等及び化粧品については、それぞれ、調剤薬局又は化粧品店においても取扱いがあるものの、調剤薬局又は化粧品店はそれぞれ医薬品又は化粧品に特化しており、家庭用品等、ドラッグストアであれば通常販売しているその他のカテゴリーの商品の取扱いは限定的である。一方、スーパーマーケット、ディスカウントストア等は幅広いカテゴリーの商品を取り扱うものの、一般用医薬品等及び化粧品が商品全体に占める割合は限定的である。これらのことから、消費者はドラッグストアと他業態の店舗とを目的に応じて使い分けており、両者の間の需要の代替性は限定的である。

また、供給面においても、ドラッグストアが主に取り扱う商品カテゴリーである一般用医薬品等を取り扱うには薬剤師等の有資格者の確保が必要であり、これは他業態との大きな違いであることから、両者の間の供給の代替性は限定的である。

ウ 小括

以上から、本件では、「ドラッグストア業」を役務範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

ドラッグストア業を営む事業者間の競争は店舗ごとに行われていると認められる。徒歩での来店が想定される店舗等であれば、より狭い地理的範囲が画定され得るが、本件では、当事会社グループの店舗が競合する地域が、自動車を主な来店手段とするエリアに多く所在することなどを踏まえ、「店舗から半径2 km」の範囲を地理的範囲として画定した。

第5 本件行為が競争に与える影響

当事会社グループはいずれもスーパーマーケット業及びドラッグストア業を営んでいることから、本件行為は、スーパーマーケット業及びドラッグストア業における水平型企業結合に該当する。

1 スーパーマーケット業

(1) 競争事業者の状況

前記第4の1(2)で画定した地理的範囲内に当事会社グループのスーパーマーケットがいずれも存在する地域は、84地域存在する。

上記84地域においては、本件行為により、競合関係にあるスーパーマーケット事業者の数が一つずつ減少することとなる。

このうち、本件行為後もスーパーマーケット事業者の数が3以上となる78地域に関しては、引き続き活発な競争が行われると認められる。

他方、残りの6地域は、本件行為によりスーパーマーケット事業者の数が3から2に減少する5地域及び2から1に減少する1地域であり、これらの地域においては、本件行為が競争に与える影響が比較的大きいと考えられる。そこで、以下では、これらの6地域（以下、当該6地域を単に「6地域」という。）について、本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて詳述する。

(2) 6地域に係る競争の実質的制限に関する検討

ア 当事会社グループの店舗間の従来競争の状況

一方の店舗は住宅地に、他方の店舗は商業施設内に立地しているなどの当事会社グループの店舗の立地状況、一方の店舗は大規模で広い範囲から集客しているが、他方の店舗は小規模で周辺の狭い範囲からのみ集客しているなどの店舗の規模や来店者の違い、相互に競争の程度が弱いといった当事会社グループの認識から、従来から当事会社グループの店舗間における競合の度合いが低いと認められる地域が1地域あった。

イ 同一市場内の競争事業者からの競争圧力

店舗間の行き来に地理的な支障がなく、買い回りが容易と考えられるなどの競争事業者の店舗の立地状況、当事会社グループ店舗の来店者が、競争事業者の当該店舗も利用すると回答しているといった当事会社グループが提出した来店客調査結果、当事会社グループの店舗と競争事業者の店舗の間で相互に競争しているなどの当事会社グループ及び競争事業者の認識等により、当事会社グループの店舗に対する競争事業者の店舗からの競争圧力が認められる地域が5地域あった。

ウ 隣接市場からの競争圧力

スーパーマーケットの来店者は、実際には、道路状況等により、前記第4の1(2)で画定した地理的範囲外の隣接地域に所在するスーパーマーケットを利用することもある。このような隣接地域に所在するスーパーマーケットについて、当事会社グループの店舗から自動車による買い回りが可能な位置にあり駐車場が併設されている、当事会社グループの店舗との行き来に地理的な支障がなく買い回りが容易と考えられるなどの立地状況、当事会社グループの店舗の来店者が、隣接地域に所在する当該店舗にも来店すると回答しているといった当事会社による来店客調査結果、隣接地域に所在する当該店舗を当該地域における競合店として認識しているなどの当事会社グループの認識等により、当事会社グループの店舗と隣接地域に所在する店舗の間でも競争が行われていることが認められ、地理的隣接市場からの競争圧力が認められる地域が2地域あった。

エ 小括

6地域における競争上の評価については、前記アからウまでの検討を踏まえると以下のとおりであることから、本件行為が競争に及ぼす影響は限定的であると認められる。

	各地域の状況	商圏数
1	当事会社グループの店舗間の競合の度合いが低い（前記ア）と認められる地域	1地域（当該地域は、スーパーマーケット事業者の数が2から1に減少する地域である。）
2	同一商圏内（前記イ）に所在する競争事業者の店舗からの競争圧力がある地域	3地域（いずれも、スーパーマーケット事業者の数が3から2に減少する地域である。）
3	同一商圏内（前記イ）及び地理的隣接市場（前記ウ）に所在する店舗からの競争圧力がある地域	2地域（同上）
	計	6地域

2 ドラッグストア業

(1) 競争事業者の状況

前記第4の2(2)で画定した地理的範囲に当事会社グループのドラッグストア

アがいずれも存在する地域は、75地域存在する²。

このうち、本件行為後もドラッグストア事業者の数が3以上となる66地域に関しては、引き続き活発な競争が行われると認められる。

他方、残りの9地域は、本件行為により、ドラッグストア事業者の数が3から2に減少する7地域又は2から1に減少する2地域であり、これらの地域においては、本件行為が競争に与える影響が比較的大きいと考えられる。そこで、以下では、これらの9地域（以下、当該9地域を単に「9地域」という。）について、本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて詳述する。

(2) 9地域に係る競争の実質的制限に関する検討

ア 当事会社グループの店舗間の従来競争の状況

店舗間に渋滞する箇所があり、来店客の買い回りは限定的と考えられるなどの当事会社グループの店舗の立地状況、相互に競合店として認識していないなどの当事会社グループの認識等からみて、一方の店舗と他方の店舗との競合の度合いが低く、従来から当事会社グループの店舗間での競争は不活発であると推測される地域が1地域あった。

イ 同一市場内の競争事業者からの競争圧力

店舗間の行き来に地理的な支障がなく、買い回りが容易と考えられるなどの競争事業者の店舗の立地状況、当該地域における競合店として認識しているなどの当事会社グループ及び競争事業者の認識等からみて、競争事業者の当該店舗による競争圧力が働いていると認められる地域が6地域あった。

ウ 隣接市場からの競争圧力

(ア) 他業態からの競争圧力

一般用医薬品、化粧品、日用品等のドラッグストアと共通するカテゴリーの商品を取り扱う他業態であるディスカウントストアからの競争圧力が働いていると認められる地域が1地域あった。

(イ) 地理的隣接市場からの競争圧力

ドラッグストアの来店者は、実際には、道路状況等により、前記第4の2(2)で画定した地理的範囲外の隣接地域に所在するドラッグストアを利用することもある。このような隣接地域に所在するドラッグストアについて、当事会社グループの店舗から自動車による買い回りが可能な位置にあり駐車場が併設されている、同じ国道沿いにあり買い回りが容易と考えら

² 審査時点において出店予定であった店舗を含む。

れるなどの立地状況等、隣接地域に所在する当該店舗は当事会社グループ店舗周辺の住民の主な通勤先に当たる市街地に所在するなどの来店者の一致、当事会社グループの店舗と隣接地域に所在するドラッグストア事業者の店舗の間で相互に競合店として認識しているなどの当事会社グループ及び隣接地域に所在するドラッグストア事業者の認識等により、当事会社グループの店舗とこれら隣接地域に所在する店舗との間でも競争が行われ、地理的隣接市場からの競争圧力が認められる地域が1地域、一定程度認められる地域が1地域あった。

エ 小括

9地域における競争上の評価については、前記の検討を踏まえると以下のとおりであることから、本件行為が競争に及ぼす影響は限定的であると認められる。

	各地域の状況	商圈数
1	当事会社グループの店舗間の競合の度合いが低い（前記ア）と認められ、同一商圈内に所在する競争事業者（前記イ）及び他業態（前記ウ(ア)）の店舗からの競争圧力がある地域	1地域（ドラッグストア事業者の数が3から2に減少する地域である。）
2	同一商圈内に所在する競争事業者（前記イ）の店舗からの競争圧力がある地域	6地域（いずれもドラッグストア事業者の数が3から2に減少する地域である。）
3	他業態（前記ウ(ア)）の店舗からの競争圧力があり、地理的隣接市場（前記ウ(イ)）に所在する店舗からの競争圧力が一定程度認められる地域	1地域（ドラッグストア事業者の数が2から1に減少する地域である。）
4	地理的隣接市場（前記ウ(イ)）に所在する店舗の競争圧力がある地域	1地域（ドラッグストア事業者の数が2から1に減少する地域である。）
	計	9地域

3 小括

前記第4で画定した各取引分野における前記の各判断要素を踏まえると、本件行為により、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第6 結論

前記のとおり、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。